１　事業所の指定

毎月１日付で指定をします。指定までの流れは特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、児童発達支援、放課後等デイサービス）と特定障害福祉サービス以外のサービスとで異なります。

相談は、随時受付していますので、開設希望のある方はまず市サービス担当者まで電話連絡をお願いします。

（１）事前相談

①相談期限：（指定日の３か月前まで）【令和４年４月より変更】

　　　　　　　　　４月１日時点ですでに連絡をいただいている方は除きます。

【特定障害福祉サービス】

・市ホームページから「新規開設等事前相談票」をダウンロードし、メールで提出。

※メール確認漏れ防止のため、件名に「新規開設相談（希望サービス種別）法人名」

を記入してください。

（例）「新規開設相談（放課後等デイサービス）○○法人」その後、

　・市担当者から申請者に連絡し、面談の日を決定します。

・申請者との面談では、申請理由、開設時期、基準の理解、設備・人員の状況、

資産状況、収支見込等について伺います。

　　【特定障害福祉サービス以外】

・開設を希望する方は、市サービス担当者まで電話連絡してください。

　（申請サービス、希望指定日、申請理由、開設時期、基準の理解、設備・人員の状況、資産状況、収支見込等について確認させていただきます。）

　市サービス担当者は、状況等を聞くなかで今後の申請手続き等を説明します。

　（２）指定申請書の提出

①提出期限：（指定日の**前々月末**まで）【令和４年４月より変更】

　　　・必要書類を作成し提出してください。

　　　　指定申請書は、提出までに修正等が必要となるケースがよくあります。

　　　　期限に余裕を持って、市サービス担当者と調整のうえご準備ください。

　　　・指定日の前々月末時点で書類に不備があると、指定が遅れる場合があります。

　　　　提出期限には、申請書類に不備がない状態になっていなければなりません。

　（３）審査及び指定

　　　・申請書類提出後、書類審査、事業所の現地確認を実施します。

・審査結果に問題ない場合、指定日の前月末までに指定通知を発行します。